

予 算 要 求 資 料

令和 8 年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：主要農作物対策費

事業名 農産物検査対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 米麦大豆係 電話番号：058-272-1111(内4118)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 424 千円 (前年度予算額： 535 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	535	0	0	400	0	0	0	0	135
要求額	424	0	0	424	0	0	0	0	0
決定額	424	0	0	424	0	0	0	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)が、平成26年5月28日に成立、同年6月4日に公布された。これに伴い、農産物検査法の一部が改正され、平成28年4月1日から登録検査機関の登録及び登録検査機関に対する立入調査等の指導監督に係る事務・権限の一部が県に移譲され、適切な事務執行を行う必要がある。

(2) 事業内容

ア 目的

岐阜県内を区域とする「地域登録検査機関」を対象に、登録管理、指導監督及び農産物検査実績のとりまとめと報告を行う。

イ 効果

農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与する。

ウ 事業内容・積算内訳

- ・登録管理(新規登録、変更登録、登録更新など)の実施
- ・立入調査(計画に基づく調査、疑義情報に基づく調査)の実施

(3) 県負担・補助率の考え方

県内を区域とする登録検査機関を対象とした登録管理業務、指導監督業務が必要。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
登録管理業務	369	新規登録、変更登録、登録更新等に係る事務
指導監督業務	55	地域登録検査機関への立入調査の実施
合計	424	

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

農産物検査法 第37条

都道府県知事が処理する事務について規定

事業評価調書（県単独補助金除く）

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

農産物検査法に基づき、岐阜県内を区域とする「地域登録検査機関」を対象に、登録管理、指導監督および農産物検査実績のとりまとめと報告を行うことにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H27)	R5年度 実績	R6年度 実績	R7年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
立入調査実施件数	0 件	8 件	4 件	3 件	3 件	100%

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	- 農産物検査および農産物流通が滞ることがないように地域登録検査機関の登録更新及び変更登録を円滑に行った。 - 地域登録検査機関の業務が法に照らして問題が無いように登録事項および業務規程の変更事務を行った。 - 地域登録検査機関への立入調査を実施し、農産物検査法に基づく基本要領及び業務規程に定められた検査等が行われているか確認した。
	指標① 目標：3 件 実績：8 件 達成率：100%
令和5年度	- 農産物検査および農産物流通が滞ることがないように地域登録検査機関の登録更新及び変更登録を円滑に行った。 - 地域登録検査機関の業務が法に照らして問題が無いように登録事項および業務規程の変更事務を行った。 - 地域登録検査機関への立入調査を実施し、農産物検査法に基づく基本要領及び業務規程に定められた検査等が行われているか確認した。
	指標① 目標：5 件 実績：8 件 達成率：100%
令和6年度	- 農産物検査および農産物流通が滞ることがないように地域登録検査機関の登録更新及び変更登録を円滑に行った。 - 地域登録検査機関の業務が法に照らして問題が無いように登録事項および業務規程の変更事務を行った。 - 地域登録検査機関への立入調査を実施し、農産物検査法に基づく基本要領及び業務規程に定められた検査等が行われているか確認した。
	指標① 目標：6 件 実績：4 件 達成率：67%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない	
(評価) 2	農産物検査法に基づき事業を実施することによって、地域登録検査機関の健全な検査業務の実施と農産物品質に見合った等級格付けの維持に繋がるため、事業の必要性は高い
・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	立入調査を実施し、農産物検査法に基づく基本要領および業務規程に従った農産物検査が行われていることを確認することで、業務上の誤りを無くし、農産物の品質に見合った等級格付けの維持が図られている。
・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている	
(評価) 1	立入調査は、年間調査計画を策定した上で実施する。年間調査計画の中で、特に必要と思われる事項を重点事項として、調査時のチェックリストを作成している。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 健全な検査業務、農産物品質に見合った等級格付けに寄与するため、引き続き農産物検査法に基づく適正な業務を維持していく必要がある。

(次年度の方角性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ホームページや会議等を利用して、農産物検査を周知していく。 引き続き登録、更新、届出の受理、立入調査を実施し、農産物検査法の適正な運用を行う。
